

医薬発0628第2号
令和6年6月28日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の6の2第1項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の改正について（通知）

今般、危険ドラッグの販売店舗に対し立入検査を実施し、店舗で発見された指定薬物等である疑いがある物品のうち、その生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品（以下「告示禁止物品」という。）について、令和5年12月21日に告示した38物品及び令和6年2月19日に告示した6物品に、本日14物品を新たに加える告示^{※1}を行い、厚生労働省HP^{※2}でも公表いたしました。これにより、何人も、告示禁止物品と名称、形状、包装からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することが禁止されることとなります。

つきましては、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

(※1)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第235号）

(※2)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十六条の六の二第一項及び第三項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百四十九条の十二の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（令和五年厚生労働省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三

第一項の表に次のように加える。

四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	四十九	四十八	四十七	四十六	四十五
伏せ撃ち	VOLT2	Leafy	Leafy	Leafy	Leafy	Leafy	Jet M	Jack	HHCPCM	CHILAXY
		JET, M	JET, M	JET, M	JET, M	JET, M	Lemon	Herrer	HHCPCM	HERB
		Watermelon	OG	Kush	Blue	Blackberry	Dream	Strong	PREROLLS	OG
液体状	液体状	液体状	液体状	液体状	液体状	液体状	液体状	液体状	KUSH	BRUISミサイル